平成２５年（フ）第８号
茨城県古河市東牛谷212番地９　藤和ホームＡ―201、前住所茨城県古河市東諸川889番地12　橋本勝方
債務者　門脇　貴人
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２８号
茨城県古河市高野434番地２
債務者　梅田　峰利
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２９号
茨城県古河市高野434番地２
債務者　梅田日佐子
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第３０号
茨城県古河市けやき平２丁目26番地　ＫＯＧＡ―ＫＥＹＡＫＩアレイクルＧ棟102号室
債務者　佐藤　義浩
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第３３号
茨城県常総市小山戸町43番地
債務者　松岡　三男
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２５号
千葉県四街道市大日451番地20
債務者　阿部　信子（旧姓岩井）
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２号
千葉県茂原市早野1935番地23　シティハイム早野202号
債務者　宮坂　秀樹
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１７５号
富山県氷見市万尾634番地、前住所富山県氷見市園978番地５
債務者　髙田　幸夫
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第２８号
長野県安曇野市明科中川手3774番地８
債務者　江口　聡哉
１　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４４２号
岐阜県関市平成通１丁目３番28―506号
債務者　横山　宏幸
１　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３４号
岐阜県下呂市金山町金山2078番地９
債務者　大倉塗装こと　大倉　則雄
１　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３８号
岐阜県各務原市前渡西町６―７、住民票上の住所岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町１丁目128番地　シティコープ104号
債務者　田中　　徹
１　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５３号
岐阜市石谷1063番地５、住民票上の住所岐阜市古市場355番地
債務者　後藤　雅史
１　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５４号
岐阜市石谷1063番地５、住民票上の住所岐阜市古市場355番地
債務者　後藤美紀代
１　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２５３３号
愛知県北名古屋市鹿田西赤土147番地タウン西赤土　北館202号、従前の住所愛知県尾張旭市南原山町赤土185番地５
債務者　宮地　昭行
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７号
三重県名張市下比奈知1431番地
債務者　前川　　実
１　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第１９６号
三重県四日市市西日野町261番地１　コンフォーレＡ―202
債務者　匹田　美幸
１　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係